

経理責任者等会議記録

- 1 日 時 令和4年5月23日（月）午前10時00分開議
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員
- | | | |
|-----------|-----|----------|
| 市民クラブ | 座長 | 深山能一 |
| 〃 | | 岩堀研嗣 |
| 公明党 | | 篠田哲弥 |
| 〃 | | 鈴木智明 |
| 松政クラブ | 副座長 | 大塚健児 |
| 〃 | | 田居照康 |
| 日本共産党 | | ミール計恵 |
| 〃 | | 山口正子 |
| 立憲民主党 | | 成島良太子 |
| 〃 | | 戸張友太子 |
| まつど未来クラブ | | 中村典子 |
| 〃 | | 桜井秀三（欠席） |
| 政策実現フォーラム | | D E L I |
| 〃 | | 増田薫 |
| はじめの会 | | 鷹野聡 |
| 無所属 | | 中西香澄 |
| 〃 | | 岡本優子 |
| 〃 | | 箕輪信矢 |
- 4 出席事務局職員
- | | |
|---------|------|
| 庶務課長 | 根本真光 |
| 庶務課長補佐 | 堀雅弘 |
| 庶務課主幹 | 白石純子 |
| 庶務課主任主事 | 齋藤奈々 |
| 庶務課主事 | 丸山悠 |

5 会議に付した事件

(1) 広報費の按分について

(2) 令和3年度政務活動費収支報告について

(3) その他

6 会議の経過及び概要

深山能一座長

まず初めに、経理責任者等の変更についてお知らせをいたします。

松政クラブの経理責任者が鴈野聡議員から田居照康議員に変更となっております。また、会派の結成により、はじめの会から鴈野聡議員が選出されております。なお、はじめの会は会派費が発生しないことから、幹事長の鴈野聡議員が出席されております。

以上、御報告とさせていただきます。

それから、本日、桜井秀三議員から欠席する旨の連絡がありましたので、併せて御報告させていただきます。

それでは、お手元に配付した次第に従いまして会議を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、この会議について、改めて確認をさせていただきたいと思っております。この経理責任者等会議は、政務活動費の適正な運用を図るために設置されており、政務活動費に係る調査・研究に関すること。政務活動費を充てることのできる経費の範囲に関すること。その他、議長が必要と認める事項を所掌しております。

政務活動費の使い方に関しては、基本的には、個人できちんと説明ができることが原則となるため、自己責任の範疇に入ります。その辺りを念頭に置いたうえで会議に臨んでいただきたいと思います。また、政務活動費を充てることのできる経費の範囲については、この会議で松戸市議会としての意思統一をしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

重ね重ねのお話で、もう皆様方には御理解いただいていると思いますが、よろしく願いいたします。

(1) 広報費の按分について

深山能一座長

(1) 広報費の按分についてを議題といたします。

前回、3月4日の経理責任者等会議において御提案いたしました二つの案を持ち帰っていただき、各会派で話し合っていたと思います。また、その上で、別案としてC案、D案が提案されましたので、四つの案をこれより皆様方に配付させていただきます。よろしくお願いいたします。

[資料配付]

深山能一座長

それでは、各案について簡単に説明をいたします。

まず、A案ですけれども、A案は、広報紙及びホームページにおいて、政務活動とは別の活動や記事、写真等、氏名、プロフィール等の掲載について、過度に大きくせず、紙面に占める割合において適切に按分することを表記しております。

それから、B案ですけれども、B案はA案を踏まえた上で、写真等のサイズを具体的に表記しているものです。

次に、C案ですけれども、C案は、公明党から提案いただきましたので、簡潔に御説明を、篠田哲弥議員からお願いいたします。

篠田哲弥議員

それでは、簡潔に説明させていただきます。

公明党案であるC案は、A案を基本にしているのですけれども、赤字のところの一番上、1番目の赤丸です。そのところをB案の文章「広報紙及びホームページにおいては、議員の宣伝行為と混同されないよう、すべて政務活動とし」以下のところを差し替えし、ここに入れております。これは、政務活動として限定するものといった意味でこちらを入れさせていただきました。

その上で、A案の2番目の「過度の表現にならないようにしてください」といったところはそのまま残させていただいておりますが、この「過度の表現」についても、社会通念上の意味も含めて、しっかりと、この過度の表現にならないようにといった意味も込めております。

次の修正点、C案は、A案で言うところの上から3番目の赤丸です。こちらを、「割合により適切に按分してください」とA案では書いてあるのですが、これはあくまでも主観的で、客観的な判断が難しい、現実的には難しいと思われるところで、こちらの文書は削除させていただいた案がC案です。

次のページにいきまして、資料作成費です。こちらも、広報費と同じように、1番目の文章をB案の政務活動に限定するものの文章、こちらを入れて差しかえを行い、こちらの文章にさせていただきます。

もともとの2番目の文章のところから、最後の部分の「また、掲載を行う場合には占める割合により適切に按分してください。」、これも先ほど申し上げたとおり主観的な部分なので、こちらの部分を削除した文章にさせていただきます。

深山能一座長

ありがとうございます。

次に、D案は中西香澄議員、岡本優子議員からの提案ですので、代表で岡本優子議員から簡潔に御説明をお願いいたします。

岡本優子議員

D案を出させていただきました。今説明がありました篠田哲弥議員のC案とほとんど一緒でございます。大きく違うところは、2枚目の上部でございます。「広報紙の郵送、折込、ポスティング料金等は広報費に準じて按分してください。」の部分をつけ加えさせていただきました。

中西香澄議員

すみません。補足させていただきます。

1ページ目のところですが、基本的にB案なのですが、B案を日本語として読む時に、ホームページ、広報紙とあって、一番最初に「掲載することはできません。」となっているのですが、2個目の丸から急に按分の話が始まります。そうすると、1個目の丸と2個目の丸が矛盾してしまうので、これを矛盾しないように、大きな丸と細かい条件に分けて提案させていただいたのです。なので、細かい規定の内容はB案そのものになっていまして、基本はできないけれども、もし載ってしまった、全体の構成上、これを載せた上で議会報告を載せた方がいいなどの状態が発生している場合、そもそも今もできませんとはなっていますので、その場合に、小さい(1)、(2)、(3)に分けて書く方が文章として通りやすいのではないかといった意味で、内容としては変わりません。

深山能一座長

ありがとうございます。

それでは、一応C案、D案の説明を受けたのですけれども、何か御質問はございますか。

中西香澄議員

公明党のC案のことでお伺いしたいのですが、掲載することができませんという、赤丸でBの文章が載せてあった上でとなりますので、前提として載せられないことを重視されるのか、按分の文章を削られたのは、按分はしないということなのか、個人に任せるといふ、その含みが少しわからなかったもので、どのように捉えればいいのでしょうか。

篠田哲弥議員

基本的には按分はしない考えです。

中西香澄議員

了解しました。

では、どちらかといえば、A、B、D案より、よりしっかりとした基準で、載せられるものだけを計上し、按分する曖昧な部分は残さない方がスマートではないかといったお考えで受け取ってよろしいのでしょうか。

篠田哲弥議員

はい、そうです。

深山能一座長

ほかにございますか。

戸張友子議員

D案のところ、2枚目(3)の下丸のところなのですが、「広報紙に準じて按分してください。」は、どのように捉えればいいのでしょうか。

中西香澄議員

この文章の意味としては、例えば広報紙自体を80%だけ計上する場合、それに伴うポストイニング料も80%計上する意味合いで書きました。今は、されている方、されていない方、ばらばらだと思うのですが、もと自体が8割ならば、それも附属品なのでという意味でつけさせていただいています。

戸張友子議員

広報紙が100%計上ならポストイニング料も100%計上といった考えでよろしいですね。ありがとうございました。

山口正子議員

A案からD案までなのですが、1ページ目の赤い表示の一つ目の丸ですけれど、「広報紙及びホームページにおいては、議員の宣伝行為と混同されないよう」の部分がありますよね。それについては、私たち議員の出す広報紙なのに、何で「議員の宣伝行為と混同されないよう」という文言を入れなくてはいけないのかと私は少し理解できないのですけれど。そういう議員活動の報告を出すこと自体が、私たちはこういうことをやっていると宣伝していることになるのではないかと思うのです。だから、別に私は、選挙活動とか政党活動を言っているわけではなくて、議員が出す報告なのだから、「議員の宣伝行為と混同されないよう」の部分は削除すべきではないかと思っていますところですよ。

深山能一座長

そうですね、山口正子議員の、今までの議論の中で、繰り返しになってしまうのですけれど、そのことに関しては、各議員の皆さん、おおむね共通の理解をいただいているのかと座長としては思っているのですけれど、昨今のいろいろな事例とかを含めて、もちろん出す時期だとかいろいろな内容によっては、一般の方が、いろいろな意味で、議会の報告ではなくて、勘違いをされてしまうような場合があるので、その辺りのところを混同、間違えないようにといたしますか、誤解されないような形の内容にさせていただきたいとの一つの大きな流れがあったと思うのですけれど、それで御理解していただければありがたいと思うのですけれど。

山口正子議員

前回の時には、一応、座長、副座長に、最終的にはどういう文章になるかはお任せしたような気がするのですけれど、この「議員の宣伝行為と混同されないよう」自体は、政務活動費の中でやっているわけではありますけれど、広報すること自体が、私たちはこういうようなことを議会活動でもやっておりますと言っているわけだから、わざわざこの文言を入れる必要はない、おかしな話ではないのかと思います。

深山能一座長

御意見として、わかりました。

箕輪信矢議員

今の山口正子議員の意見に賛同するところがあるのですけれど、と申しますのは、政務活動の定義がいまひとつわかりにくくて、こういう議案に対して

こういうようなAとBの意見があつて、Aの意見の方が多数だったので可決されました、しかし、私はBだと思つるので残念ですと意見を言った時に、Bだと思ふことの理由は、政治活動ではないのかと私は思うところがあります。であるならば、それは自分の主観のアピールだし、それは個人の宣伝につながるのではないのかと思います。根源を突き詰めれば、そういう解釈も十分できるわけで、では、政務活動は事実だけを書くことが適切かは、私には、こういう議論を進めていった時には感じられてしまうのです。しかし、それは、進めていった時にはということです。それは、この議論そのものが、今はこういうことで例として私は申し述べているけれども、自分で言っておいてなのですが、しかし、これが議論の俎上に上がった時は瑣末な議論だと私は感じます。しかし、議論になった場合にはそうせざるを得ないということが私の考えにはあるわけです。

一方で対比させれば、写真に政党名があつたかないかが同じく私には瑣末に思えます。私は政党名を使ったことは今まで一度もないと自覚していますが、政党名を表記したり、政党名が写り込んだ写真を使ったことは私は一度もありませんが、あつたとしても問題ないと思っています。そうされようとしている方に対して私は何も思いません。それでいいと思います。というのは、どの政党に所属しているかについてもどういう情報を発信するかと密接に関連していると思うので、私は、それどころか積極的に言っていく方がいいのではないかと思うぐらいです。

何を言いたいのかというと、両方とも瑣末だと私は思っています。

もう一つ申し述べるならば、では、そこで決まりごとをつくって、オーバーランしたら按分することが、D案の中にもあつたりするように感じますけれども、では、政党名を入れたら何%なのかが私にはわかりません。それを確信犯的にやっけていいのかということにもなる。金を払えば確信犯的にやっけていいのかという議論にもなってしまうのかといった含みがあります。

という意味で、私はここに出ている案、これは前回の会議でも私は申し上げたけれども、ここに出ている案全てが私にとっては不要です。決まったら決まったとおりに守りますけれども、決まるまでの採決権の中で申し述べていいのであれば、採決権を持っている人間としての意見を申し述べていいのであれば、私にとっては、A、B、C、D、全てが私にとっては不要です。

もう一つ思うのは、この会議を私もこの7年、8年、拝聴して感じてくるのが、自治体とか、これは条例とかでもそうですけれども、条例ではないにしろ決まりごとをつくる時に、どうも違和感に対して制約をしたい思いがすごくあるような気がしてしまいます。でも、法制とか、規定をつくる時に、そういう人間が一番重視しなければいけないのは、不必要な権利の制約をしないことだと思うのです。例えば、自動車で70キロで走る、自然権的に考えれば70キ

ロで走る権利はあるわけで、しかし、こういう環境の道を70キロで走ったらこういう障がいが起こるかもしれない、こういう危険があるかもしれないから、70キロで走る権利を回収するわけです、一旦。その中で、では50キロでいいですと再分配するのです、権利を。法制はそういった視点が非常に重要だということが少しこの会議には欠けているのではないかと私は思います。

その上で、必要な判例があるのであれば基準に私はしたいと思ったので、前回の会議で、これは前々前回ですか、当時の市民力の方々から判例だというような表現で出されたものが、しかし、私は全体論としての判例だとは思いませんと主張させていただきました。だから、そこが基盤にも前回ならなかったような気がします。そういう問い返しを1回したにもかかわらず、基盤にならなかったような気がします。

であるならば、今している議論は、私にとっては全て不必要であるとなるので、A、B、C、D、全て私は不要で、つまり、現状維持でお願いしたいと思っています。

深山能一座長

ありがとうございます。

ミール計恵議員

私も箕輪信矢議員の意見に激しく同意いたします。もうそのとおりだ、要らないということです、この議論。本当に瑣末だと。政党のロゴがあるとおかしいとか、いや、それが何なのですかと。私たちは日本共産党の議員として、政党の一員として活動しているわけで、それをあえてなぜわからないようにするのだということですよ。政党の名前が書いてあると市民にとって何か不都合がありますか。不利益がありますか。むしろきちんと日本共産党という政党、国政政党が地方でも活動しているのだとわかった方がいいのではないのでしょうか。そもそも本当に瑣末だと思いますね、この議論が。さらにまたC案、D案が増えた、もう意味がわからないところで、これまでどおりで私もいいと思います。なぜ自ら議会が、自ら手足を縛るような、こういうルールを、規則をつくるのか、それによって何か市民が得をしますか。議員が得をしますか。むしろ、按分して、計算して、よけいな手間が増えて、それによって市民にこれだけのメリットがありますとわかればいいですけど、何もないですよ。政党活動、政務活動、選挙活動、私人活動、そんなものは分けられませんよ。やはり私人がいて、個人の考えがあって、いろいろな、消防団の活動もある、そういうことをしながら議員もやっているのだと知らせていいではないですか。こういう活動をやっているか、市民の皆さんは知りたいと思うのです。だから、そこを切り分けるということ自体が無理だし、その合理性もないし、按分だっ

て意味がわからないし、根拠がないわけですよ。こういう議論は本当に私も意味がないと思います。だから、今回は意見も出しませんでした。よほど、飲み食いに使っているとか、そういう問題があればもちろん書きますけれど、そういうものは一切見当たりませんでした。ですから、一つも私たちは今回意見をつけていません。だからもっといい議論をしましょう。大局的な、意味のある、意義のある。これに時間を費やすことは本当にもったいないと思います。だから、私も、箕輪信矢議員と同じで、これまでどおりでいいと思います。

深山能一座長

ありがとうございます。

一応今、C案、D案の説明を受けた中での質問だったのですけれども、繰り返しのいろいろな御意見になってきてしまったのですけれども、もちろん、無駄な議論であるとの話はあるかもしれないのですけれども、いろいろな意味で無駄な議論も必要なのかという気は、もし仮にそういう価値観での判断をされるのであれば、無駄な議論も必要かなとは、座長としては思うのですけれど。

今までの経理責任者等会議の中でのいろいろな考え、会議の流れの中を整理させていただきますと、もちろんいろいろな意見があって、なかなかこの政務活動費のことにっては意見がまとまらない流れがあったわけですが、ここで全てを決められるわけでもないし、多数決で決めるといったことは座長も副座長も全く思っていないので、皆さん方の意識的な合意が全体的にできるのであれば、政務活動費の今してきている議論を、こういうまとめになりましたと議長、幹事長に報告させていただいて、最終的には、決める、決めないとなってくるのだと思っています。

今日は、今までの流れの中での積み重ねをAからD案といった形でさせていただいたので、できればこのAからD案の中の議論をもう少し積み重ねていただく中で、原点で、今おっしゃっているようなことも踏まえた中で、A案からD案の中の議論を積み重ねてもらえると座長としてはありがたいかなと思うのですけれども、いかがですか。

中西香澄議員

今、さまざまな御意見が出た内容と、また、座長のお話もある中で、私たちの案について少し補足させていただきたいと思ったので、発言させていただきます。

いろいろなお考えの方と共通する部分もあります。全て私たちの活動が宣伝の活動と政治活動を切り離すことはできない、もちろんその中で生きていますが、ただ、その状態の中で、私たちが提案させていただいたのは、既に裁判が起きて、判例によって返金命令が出ている事例が多発している、そして、その

事例が松戸市で起きた場合には明らかに判例どおりになる事例が多発している事実が目についたからです。そして、それぞれが個別の判例なのか全体なのか、すみません、こちらは私も改めて確認させていただきましたが、あまりにも同じ議会の方が連続で訴えられていて、判決がありましたので、そちらを受けて、市全体が訴えられていると捉えていましたが、やはり裁判の相手方は個々の議員でした。そちらは事実として、それ以外にあるかもしれませんが、私が把握していたものはそうだったので、そちらは報告させていただきます。

ただ、個々の議員に対するものなのに、なぜ全体での提案をするかといえますと、1人の方が訴えられたとしても、それが大きく新聞に載った時に、議会そのものが受けるダメージが大きいことが、こちらは繰り返しになって申しわけありませんが、そこが大きく、それでも個人だ、それでは全体として何かしらの方向性を示そうとする中で、そこは二極されているのではないかと思います。私たちは後者の考えになります。

そしてまた、今までの私たちの政務活動費取扱手引きにおいても載せることはできませんと書いてあるのですが、事務局が、これはセーフ、ここまではだめというものが、今までの記載では非常にできにくい、もしきちんと決めることができれば、事務局は、決まっていることは議員から付託されて判断することができますが、非常に曖昧なものですと、事務局サイドでは提出した時にアドバイスですとか相談に乗っていただくことが難しいですので、その点は議員の私たちが決めておく方が、私たちをサポートしてくださる事務局、また、誰に相談したかで変わってくることもないので、全体としてスムーズではないかと思えます。

また、残念ながら、性善説で捉えた場合、このルールは本当に不要でございますが、やはり大きく写真が載っていて、ほかの方々が違和感を感じていても、個々のものなので、大丈夫かどうかと思いながらも、今はまだ何も事件は起きていないのでそのまま大丈夫な状態ですけれども、そのような事態が今までも起きているので、これからも性善説だけに任せておくのは危険であると。やはりそこは大きく考えが異なりますけれども、ならば、市民からいただいている税金、そして、政務活動費、もちろんこれは報酬ではありませんので、より厳しくする、また、性悪説に立って考えるぐらいでもよいのではないかと考え、このようにさせていただいております。

すみません、長くなりましたが、具体的に、もう一度D案なのですけれども、1個目の丸は、全体で掲載できません、「政党活動、選挙活動、後援会活動の掲載はできません。」で確定しています。そして、その下の私人活動については以下の按分で大きく分かれていますので、やはり個人の活動は非常に難しいかなと思ったので、その分け方ですので、そこは少し誤解されているかと思ったので、補足させていただきました。

箕輪信矢議員

今、改めて、こういう基準をお示しになる前提となる考え方をお示しいただきましたけれども、それで、判例は個人だと。にもかかわらず、個人が判決を受けた時に、それはその方が所属する議会全体の信頼性だとかに影響する趣旨の御発言だったと思うのですけれども、そういうところが非常に余計な話であって、であるならば、そうやって1人の考え方が全体に波及してしまうのであれば、例えばある議員が、自分が受けた処分に対して不服だ、そして提訴した、しかし、控訴した時に却下された、つまり門前払い。そのような認識の人が、そのような裁判所の判断を受けた認識の恥ずかしい人が、その人が所属する別の議員が同じく恥をかいたということになるのでしょうか。私はそうは思わないです。その人が例えば懲罰を受けたからといって、私は懲罰を受けるいわれはない、議会に対して裁判を起こした、結構ですよ。おやりになればいいと思う。しかし、裁判所は、議会側の判断を尊重する一審判決が出て、そして控訴されて、そしてその控訴が門前払いされた。それぐらいの判断ができないのですかと、その認識を受けた市民の中には、そんな判断もできないのですかと思う方もいたと思います、私は。それでも、別の議員が恥をかいたなんていうことに私はならないと思いますよ。

そういった思いがあるので、何となく、こういうことを提案する方と、その方が立脚するところの立場が違うのではないかとの思いも抱いてしまったので、少し気になりました。

中西香澄議員

箕輪信矢議員のお話を聞いていて、明らかに山中氏、市民なので、その話かと思えますけれども……。 (「いや、断定しないでください」と呼ぶ者あり) 失礼しました。そう思って受け取ってしまいましたが、違うものと仮説したとしますが、懲罰と政務活動費は全く別なので、また、懲罰自体については、議会のあり方、また、司法権の判例についても議論がいろいろ起きているところでして、こちらは関係ないので省きますけれども、全国の地方議会で正当な懲罰かどうかは大きく議論が今始まっていますので、それは置いておきますが、その、また判例なのですが、1人の方が裁判を起こされた場合、返却命令が出た場合に、その議会では、その後、手引きを変更していることが起きています。判例が、裁判があっても、その後手引きを変えていない議会は今のところ私は調べられていないので、その1人の方の状況が全議会に対して何かしらのアクションとして有効であることは、これは社会通念上といえますか、政務活動費の特徴上、予測可能な範囲内で、私たちが考えるに足るものではないか、ほかの議会がどう手引きを変更しているかといった情報として提供させていただき

ます。

深山能一座長

ありがとうございます。

戸張友子議員

すみません。いろいろ御意見が出ておりますけれども、座長が一番最初に、個人できちんと責任を持って自己責任の範囲でおっしゃっておりました。私も、経理責任者を引き受けて、今回は問題点とかを出しておりませんが、この問題点に対して、座長がおっしゃったように、本当に自己責任の範囲でとのことなので、こちらが何を申しても自己責任で処理できることであれば何も申し上げることがないと思うので、私は逆にこの疑問点に対して、それぞれの方がどうしてこのようにしたのかを知りたいです。それでいて自己責任の範囲で自分はどうしようかと考えたいと思うので、毎回指摘される事項が同じところもあるし、記載がされていないとか、そういったところは改善できることだと思うし、出された疑問点に対して、それぞれの疑問点を出された方がどうしてこのようになってしまったのか、言い方は変なのですけれども、疑問を提案した人で、それに対してこうなのですと、先ほど日本共産党はこういう理念でやっていますからとおっしゃっていました。そういう形で、その部分の疑問に対する回答ではないですけど、その方々の思いとかを私は知りたいと思いません。それによって自分も参考にさせていただきたいと。

鈴木智明議員

今までのお話を聞いていまして、前回少し申し上げたのですが、この経理責任者等会議では、やはり1人でも松戸市議会から訴えられたりとか、そういうことがあったら議会の信頼を失ってしまうのではないかと、みんなでそれをなくすために、守っていこうとの前提にあって、それで作られたこういう会議だと思うのです、根底にあるのが。その中で、ではどのように守っていくかといったら、やはり問題となっている社会通念上とか過度な表現とかと先ほどC案で申し上げたのですが、また、今、裁判の判例なども出てきて、こういったものにも、やはり時代がそのようになってきているので、対応していかなくてはいけないのかとも考えています。

そういった中で、公明党においても、例えば議会報告に関しても、これまで党のロゴなんかも使って出していたところも、今はやはりそういう時代になってきたので、そういうロゴも使わなくなったりとか、そういった裁判の判例などもやはり尊重しながら、少し変えてきているところもあります。それは何のためにやっているのかと言いますと、裁判で訴えられた時に、最終的には市民

の信頼を失ってしまう、1人でもそういう人が出てきてしまったら、やはり松戸市議会としての信頼を損ねてしまう部分がどうしてもあるので、そういったことがないように、この経理責任者等会議においてそれぞれの疑問点に思うこととかを指摘し合いながら、そういったことが起こらないようにしようというのがこの経理責任者等会議だと思うのです。それを踏まえた議論が必要なのかと私は思っています。

また、広報費においても、政務活動に限定すべきことは、この経理責任者等会議で、私は8年近くやっていますけれど、やはりこういう議論はずっとされてきて、政治活動の写真を載せたりそういう表現をしないようにするとか、そういうことは皆で、松戸市議会ですべて守ってきたある意味ルールであったと思います。なので、そういったことを踏まえて、今後もやはり議論が必要かと私は思っています。

深山能一座長

ありがとうございます。
他はどうでしょうか。

成島良太議員

いろいろお話を聞いていて思うのは、ルール決めができる場所ですかね、線引きできる部分とできない部分が多分あると思うのです。思ったのが、写真であれば、数字としてわかるのではないですか、写真の大きさ。見出しの自分の顔写真だとか、そういう部分においてルールをつくるのはいいのではないかと思います。

ただ、それ以外の部分、私人活動だとか、この部分は非常に難しいので、やはりかぶる部分があるので、しっかりとしたルールは難しいのではないかと思います。なので、この会議の場として何かそういうルールをつくるのであれば、ひとまずは写真の大きさについてルールをつくる、そういう線引きできるところから手をついたらまとまりやすいのではないかと思います。

深山能一座長

ありがとうございます。

鴈野聡議員

中西香澄議員がおっしゃっていたように、本当に、性善説に基づいてやるのか、性悪説に基づいてやるのかになってくると思いますし、物事を100%白黒つけるものがないことも事実だと思います。そういった中で、性悪説を極論突き詰めていったら、もう政務活動費を使わないとか、こういうものを認めな

いといったところがどんどんどんどん増えていって、政務活動費とは何なのかにもなりかねない。市民の立場からしてみれば、無駄な税金を使わなくていいのではないかと考えもあるかもしれないのですけれど、今、政務活動費の趣旨がある程度オーソライズされている中では、そういう議論は今ここでする必要はないと思います。例えば、備品を買いました、何を買いましたであれば、ある程度、これはオーケーだけれど、パソコンはオーケーだけれど、プリンターはだめとか、何かいろいろなルールがつけられると思うのです。ただ、広報紙とか、そういったものに関しては、非常につくり方によってグレーなものが出てくる部分がありますので、そこをどこまで規制するか、何か定量的なもので枠をはめるかは正直難しいと思います。そうなってくると、もうここは、それこそ性善説に頼らざるを得ないかと。

ただ、その中でも目安は当然必要になってくるので、例えば過度とはどれぐらいなのか、わかりやすい例で言ったら、半分以上だったら過度ですねとか、それぐらいは何となくわかると思うのですけれど、例えば何センチでとか、何%でとか、そんな話になってきたら、人間の感覚として、それを即断できるかどうかの話になってくると思うのです。せいぜい半分とか4分の1とか、パッと見てわかる程度の目安でない、そういう大きさとか定量的なものはそれこそなじまないのではない気はするのです、こういったルールで。原則を決める話ですから、細かいところの部分までは踏み込んで何か設定するようなものではないのではと思います。

なので、基本的考えとしては箕輪信矢議員の言う、いじらないでもいいと思っているのですけれど、それだと議論にならなくなってしまう可能性もあるので、一応、A案か、あるいは公明党が出してきたC案が非常に納得性のあるものかと思います。原則は私人としての活動は載せませんとした目安を出しているわけではないですか。なので、A案か、もしくはC案あたりが非常に納得感があるかなと思いました。

深山能一座長

ありがとうございます。

いろいろな御意見とか感じ方があると思うのですけれど、何か言っておきたいとかはありますか。

箕輪信矢議員

やはり私が思うのは、違和感があるのは、抽象的なので、そもそも議論している内容が。議論百出するのは、これは仕方がないと思います。そして、座長が最も苦勞されているのはだからこそそこにあって、そういった意味では、意見を申し上げるたびに私は本当に座長、副座長に申しわけない思いを抱いてい

ることは申し上げたいと思います。本当に、物を言うたびに御苦勞をおかけしている自覚はあります。ただ、やはりこういう会議の場で一定の自分が思うことは主張させていただいているわけなのだけでも、思うのは、抽象的な議論をする場合、それをテーゼとした場合に、そこに正当性があるかどうかを立証する、まず、そのテーゼが正しいかどうか、適切なのかを立証するのは、抽象的なテーゼを出した方なのです。というのは、私はこう思うからこうしようとか誰かと議論する場合に、何でそう思うのですか、その根拠を教えてくださいなければ議論にならないではないですかとなるわけだから、抽象的なことを言う方がそれをまず立証しなければいけないことが議論のルールなはずなのです。しかし、今、この会議のあり方を見ていると、何だか求める方がただただ抽象的なことをぶつけているだけにしか見えないので、だから結論が出ないのだと私は思っているのです。

前後して申しわけないですが、例えばこの疑問点を拝読した時に、この議論を、基準づくりの議論をしているにもかかわらず、広報紙の写真やプロフィールが大きいと思いますとの意見が出ているわけです。私は、これは本当に甚だ不適切な行動だと思っています、とても失礼な話だと思っています。これは本来後で議論しなければいけないのかもしれないけれども、この議論をする、ルールづくりをしようと言って決めていることは、ここにいる人間全員がわかっているわけです。ということは、今、その決まりがなくてもいい前提でやっている中で、しかし、こういうことがあることについては、基準づくりに努力をしている事務局も含めて、関与している人間に対してとても私は失礼な話だと思っていますのだけれども、そういうような意見を言う環境に対しても、これだけ大きな考え方の違いがあるわけです。意見を言う方は必要だと思うからおっしゃっているのでしょう。でも、私にはその感覚は全くわからない。失礼でしかないような気がしてしまう。そういう人たちが集まって、三つも四つもある議論の中で、座長は、融和に物事を運ぼうと御努力する中で、多数決はお考えでないことを冒頭におっしゃったけれども、そんなことができるわけがないと私は申しわけないけれど思ってしまう。

もう一つ、本当に長くなって申しわけないのですが、やはり文章としての完成度に非常に心配があります。というのは、やはり法制とかを考える時に、そのテキストは、法学上あるいは行政学上の読み解くテクニックに当てはめた時にこういうように言っていることの内容を導き出すことに則った文章でなければ本当はいけない。読んだ時の解釈の余地が広がっているような文章で法制することは非常にやはりレベルの低い話で、それこそ立法府にいる人間がそんなことをやっているのですかといった話になると思う。それを見た時に、今御提示されている文章が、本当にそういった意味では、法制、規律を行政に関与しながらつくる時に、基準をクリアしている文章なのかどうかも本当に私は心配

です。

こちらも感情的なことを縷々申し上げましたが、私にはこういう感情がある、ほかの方には別の感情もあるでしょう。なので、相対化をするために、議案提出権を持った人が議案を提出する方法にだからならざるを得ないのだと思うのです。だから、議会はロバート議事法等をベースにしながら組み立てた方法論の中でやっている、そして、我々議員はそういう議会の中で意思表示をし、決断するわけですから。

なので、恐縮なのですが、私はやはり御検討いただきたいのは、これは私もこういう議論が続いてしまったらこういうことを言うてしまうので、ならば恐縮ですが議案をつくって、この中で議決をしていただかざるを得ないのではないかと、そして、私はそこで決まったことに対しては自分の意見と違ったことにも従います。そうやっていただくしかないのではないかと思います。

深山能一座長

わかりました。

ほかに何か言いたい方はいらっしゃいますか。

増田薫議員

こうなるかと少し想像していましたが。一番最初の箕輪信矢議員の意見に私も賛成で、基本的には現状維持がいいと思っているのだけれど、この中で選べと言われたら、私はC案を支持します。

それで、やはり議員個人の責任が議会全体をおとしめるかもしれないことは、この政務活動費はやはり個人の判断だと思うのです、基本は。私は、政党の人は堂々と政党の名前を書いていいと私は思うし、それが当然だと思うのです。それは公明党だって日本共産党だって当たり前だと思う。だから、先ほど鈴木智明議員が出さないようにしていると聞いて、ええ、そうなのかと思ったけれど、それで裁判をされてどうこうなるということはないと私は思うけれど、裁判官ではないからわからないけれど。でも、やはりそのぐらいの判断は議員個人ができればおかしいし、写真の大きさとか、そういうことも、大きい小さいか、もちろん感覚的な差はあるでしょうけれど、それを判断するのはやはり市民だし、もともとの、先ほど座長が最初におっしゃったように、やはり基本的には議員個人の責任なのだけれど、過去にいろいろなことがあって、あまりにもこれは、市民に、もし出た時にこれは言われてしまうのではないかと、いったことがもしあったら、そこは事前に伝えて、やめておいた方がいいのではないかと、ここ何年か見ていると、確かに直した方がいいけれども、すごく大きな問題ではないものがあまりにも多いのですね。こういうチェックの仕方が本当に建設的なのかはすごい疑問を

ずっと思っていました。

DELI議員

私は、今、皆さんの意見を聞いて、一番近いのは鴈野聡議員の意見かと思うのですけれども、私も基本的には現状維持で、あくまで自己責任の範囲でやった方がいいと思って、ただ、判例で返金命令とかが出ているぐらい明らかに過度と社会通念上判断されているものは、そういうちょっとしたルールづくりはしてもいいのかと思うのですけれども、その範囲内だったら、例えば、ある意味市民からすると、この人は毎回市政報告にこんなに自分の紹介をすることも含めて受け止めををすると思うので、そこまで介入する必要があるのかということが率直な意見です。

ミール計恵議員

一つ提案なのですけれども、これだけ現状維持の意見が出ているわけですから、現状のままといった案があつていいと思うのです。これはないですよ、ここに今。A案、B案、C案、D案。現状維持はないですよ。現状のままでいいという案、これはつけ加えるべきだと思うのです、もし採決をするのであれば。これはやはり議論の中でそういう意見が出ているわけですから。

あと、私が言いたいのは、やはり先ほどの箕輪信矢議員の発言の中で、不必要な権利の制限をしないことは非常に重要だと思うのです。これがまさに判断で、皆さんそれぞれの議員の判断で、良識、公序良俗に基づいて、良識・常識的な判断で行うこと、これは本当にこうあるべきだと思います。権利を制限しないことは、市民の皆さんにとっても、議会にとってもいいのではないかなと思います。

ですから、私はこれまでどおりという案を入れることを提案します。それが可能かどうか。

鴈野聡議員

気持ちとしては私もとてもよくわかって、あつてしかるべきだと思うのですが、とはいえ、議論のスタートは、まず裁判でやはり返金命令が出ている事実があつて、その問題意識を前提に、変えられるところは変えていくことがスタートなので、現状維持の選択肢は入れるべきではないのかと思います。

深山能一座長

ありがとうございます。

山口正子議員

基本的に私は現状維持でいいのですけれども、先ほど文言のことも言ったところでしたけれども、私たちは、ホームページにアップされる前に毎年こうしてそれぞれ政務活動費の閲覧もして、そして、ここは按分にした方がいいといったことも以前もあったわけなのです。だから、私たちは、そういう裁判に至らないようなことを毎年やって、政務活動費が正常に使われていることを確認しながらやってきているのであって、判例が出ているからとは言われるのですけれども、これまで松戸市議会は裁判になったことは、私はないのではないかと思いますので、わざわざそういう規制をする必要もないと思っていますところです。私たちはみんなでこうして話し合っていてやっていてのではないのか、そこに自信を持ちましょうという私の意見です。

深山能一座長

ありがとうございます。

わかります、皆さんがおっしゃっていること。なので、根底にあるものが今日ある意味、議論を積み重ねてはきたのだけれども、前提の流れの中では議論を積み重ねてきたのだけれども、やはり原則個人の判断の責任というところの意味合いを含めて、いろいろな今、ある意味、爆発したのではないかと思います。

今、鈴木智明議員がおっしゃったような、あるいは鴈野聡議員におっしゃっていただいたような形の中で今までずっと議論を、前提条件として踏まえた中での議論をさせていただいていますので、一応A案からD案も踏まえた中で、各会派に持ち帰っていただいて、経理責任者等会議の中ではこういうA案からD案が出た流れの中で、一応、各会派の意見をまとめる、もう一回フィードバックしていただいて、それでまた持ってきていただきたいと思います。次回の会議で、箕輪信矢議員がおっしゃるように、私とすれば採決はしたくないのです。皆さんの意思である程度いいのではないのかといった雰囲気になれば、それはそれで前進させていきたいと思っていますので、ごめんなさい、また少しお時間をいただいてしまう形になるのですけれども、そういう形で一度フィードバックしていただいて、もう一回持ってきていただく形にさせていただきたいと思うのですけれども、よろしいですか。

DELI議員

それは、要は、A案からD案までのうちのどれにするかの前提で会派の中で相談してほしいということですか。

深山能一座長

そうです。

DELI議員

なるほど。

成島良太議員

すみません、AからDでまとまらなかった場合、我々は独自で案を出してもいいのですか、ちなみに。

深山能一座長

一応皆さんの今までの経理責任者等会議の流れでそういうように出してきているので、A案からD案で検討していただきたいです。その中で、御意見として、持ち帰ってきていただいた時に、多少何かあればその辺りは伺いながら、その場をまた、この会議の中で進めていきたいと思っています。だから、原則はもうこの4案の中でどうでしょうかと持ち帰っていただきたいと思います。

中西香澄議員

進め方については了解しました。

すみません、1点だけC案で内容の意味を確認したかったのですが、赤字の2個目の丸の「過度の表現にならないように」の過度の目安は、公明党的にはどの程度を想定されているのでしょうか。

篠田哲弥議員

先ほども言ったのですが、社会通念上としか言えないですね、それは。

中西香澄議員

わかりました。そこによっては、私たちの案が丸々Cに含まれるのではないかと思うところもあったので聞かせていただいたので、少し難しいです。わかりました。

深山能一座長

御協力いただいてありがとうございます。

岩堀研嗣議員

一度持ち帰ることは私はそれでいいと思います。先ほど採決云々のお話が出ておりますけれども、この会議体においてはそもそも採決はできないと認識を

しております。どういうことかという、例えば10人の会派からも2人、3人の会派からも2人出ているわけなのです。だから、44人の判断をするには、やはり全員が参加して採決をとらないといけないわけですが、ここで採決をすることは、自分たちも会派の意向を反映して出席しているわけですが、そこでのジャッジがおかしくなってしまう可能性があるため、この会議体においては採決はできないと認識しております。

箕輪信矢議員

恐縮ですが、そんな会議体はあり得るのですか。というのは、だからこそ1人会派も出ささせていただいているわけで。会議体でありながら採決ができないなんていうことは、会議体であることのテーゼからするとそれこそあり得ないと私は思うのだけれども、それが前提となってしまうのでしょうか。これは疑問です。質問です。

岩堀研嗣議員

私は、確かに会議という名前はついているのですが、やはりお互いチェックし合って、より市民の方が信頼できるような議会の体制をつくる、チェック機能としてのこの集まりだとも認識しております。

深山能一座長

そうですね、座長としますと、今、岩堀研嗣議員がおっしゃったような感じの、これは経理責任者等会議にはなっていますが、名目は。そういう意味合いで、ずっとそういう認識をしてこの場に臨ませていただいている形なのですけれど。前にも何回か言いましたように、この中で決めるということは、議会の総意として決めるということにはできませんよね。だから、お話ししたように、こういう会議があって、そういうような意見があって、大体そういうような意向がまとまってきましたということを議長に報告する、それで、議長が幹事長会議など、そういうしかるべきところを通して最終的に決めていく形でお話はさせていただいているかと思って、皆さんはそれで御理解していただいているかと思っていましたので。箕輪信矢議員がおっしゃるように、決められない会議があるのかという言い方はあるのかもしれないのですが、その辺りは、今までの流れの、議会の、この会議の中の立つ位置といいますか、それをそういうような意味で再度御理解していただけるとありがたいと思います。

戸張友子議員

申しわけありません。1個だけ確認させてください。先ほど中西香澄議員か

ら公明党への質問、案で過度の表現についてです。篠田哲弥議員が一番最初に説明した時に社会通念上とおっしゃっていました。A案、B案、C案、D案、全てにこの文言が出てきます、「大きくせず、過度の表現」については。全てはその社会通念上との理解でよろしいでしょうか。

深山能一座長

そういう言葉しか見つからないからね。

中西香澄議員

すみません、御質問いただいたので。D案の私たちとしては、社会通念上ですとわかりづらいので具体的な数字にさせていただいたので、頭に存在している意味では同じかもしれませんが、具体化を提案させていただきました。

深山能一座長

よろしいですか。

それでは、持ち帰っていただいて、よろしく願いいたします。

(2) 令和3年度政務活動費収支報告について

深山能一座長

次に、次第の(2) 令和3年度政務活動費収支報告について議題といたします。

先日、収支報告書等の閲覧期間を設けまして、疑問点があれば所定の様式により提出していただくよう依頼いたしましたところ、お手元に配付の一覧表のとおり、疑問点として提出がありました。

御案内のように、私も一通り疑問点を拝見させていただきましたけれども、先ほども意見がいろいろ出ていましたけれども、毎回同じように申し上げておりますけれども、皆様から挙げていただいた疑問点等については、領収書などへの内訳等の記載、証拠書類の添付など、条例、規程、ガイドラインや手引きなどに従った収支報告書の作成を徹底していただくことによって改善される内容かとおおむね思っております。

そういう意味で、挙げていただいた疑問点等のうち、記載漏れや政務活動費を充てることができる経費の範囲外と思われるものについては、この会議の開催前にあらかじめ修正等をしていただいたものもございますが、経理責任者の皆様には、今回挙げた疑問点について当該議員に周知していただくとともに、収支報告書の作成に当たってはガイドラインや手引きなどのルールを遵守していただけるように、改めて会派内周知徹底をお願いしたいと思っております。

また、指摘されている疑問点については議員個人の責任において収支報告書などの修正等を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

一応それを各議員にお伝えしていただくことでお願いしたいのですけれども、よろしいですか。

中西香澄議員

指摘事項については、一つ一つは挙げないことは了解なのですが、今回の会議はここまでだとお受けしたのですが、御提案させていただきたいのは、それぞれの指摘事項がある中で、そうではない、こういう意味でこれはそのまま計上するのですといった申し開きをされたい方がいらっしゃるのではないかと思ったので、この指摘を受けて、これはこういう意味で、正当なのでこうしていきますといった申し開きについては、持つことをされることはないのでしょうか。

深山能一座長

申し開きしたい人がいたらですか。

中西香澄議員

今まで、こうだったのにですとか、後で、前回の時も、その他の時に、自分はこうだったのではとの発言があったこともありますし、お聞きしたことがあったので、あられるのではないかと思ったのですが、そうではないなら、私の勘違いでいいかもしれないですけども。

戸張友子議員

私も中西香澄議員と同じで、やはりそういった説明は欲しいと思います。先ほどミール計恵議員がおっしゃっていたのではないですか。これに対して、日本共産党はこういう考えでやっているのだとおっしゃっていたので、そういう説明がある方はしていただいてもよろしいのではないのかと。毎回、出てくるところは同じなので、それに対して、やはりそういう意向でやっていると思われるのであれば、この次にそれを指摘するのかどうかにもなるので、私は求めたい方はしてもいいのではないのかと思いますけれど。誰に対してかについては、この会議で疑問点が出されているのですから、やはりこの会議上に出されるべきではないのかと思いますけれど。

箕輪信矢議員

前段が戸張友子議員と一緒に、だからこそ申し開きの必要はないのです。というのは、同じだからです。感覚が違くと集約されるから、正直に言って、私からすると意味がないので、する必要は全くないと思います。

中西香澄議員

たびたび失礼します。今回は広報費を大きな議題を取り上げていますし、さらに時間も割きましたので、それについて、その話し合いができてることが私はすごく重要だと思っています。ただ、これまでも軽度なものでもたびたび出ているものですとかがあった場合は、その次の期かもしれませんけれども、そういったところを見ていくために、この議題に上がっていくところで、申し開きであったり話し合う時間があった方がよいのではといった意味合いも含めていましたので、提案として、意見として述べさせていただきました。

増田薫議員

最初に座長がおっしゃったように、指摘されたものは、自分が指摘された、確かにそうだと思うたら自分が訂正して再提出すればいいのかと思うので、特にここで申し開きをする必要は私はないと思います。

深山能一座長

ありがとうございます。

そうですね。そういう指摘があることを各議員にお願いして、よほど何か言いたいことがあれば、経理責任者の方がそれを聞いて、もしあればこの次の会議の中で一応言ってください。

鷹野聡議員

この指摘の中で、もうマルかバツかわかっているような内容は、本当におっしゃるとおりで、淡々と訂正していけばいいと思うのです。けれど、社会通念上どうだとか、そういう具体的な基準は何なのか、定量的な基準が示されていないものに関してはやりようがない話だと思いますので、指摘することに対して、指摘することの中では、まずやはり絶対的にあるかないか、そういうところを指摘するべきものなのかとは思いますが。逆に、社会通念上どうか、高い低い、大きい小さいとか、そういった比較でしか表現できないものであれば、何かしらの基準を示さない限りは比較のしようがないわけです。なので、それは本当に指摘とか疑問なのか、そういうものも結構多いような気がしましたので、純粹に、書いてある、書いていない、マルかバツか、黒か白かはっきりするような指摘に関しては、本当に指摘があれば訂正できるものは訂正すればいいかと思いました。

深山能一座長

ありがとうございます。

私がざっと見させていただく中では、そういう点のところは訂正していただく形で、物差しの尺度が社会的通念という形になってくるのですが、その辺りは、今のこういう会議での議論を踏まえながら各議員にお伝えしていただく形をお願いしたいと思います。それでまた、どうしても何か御意見があれば、それはまた持ってきていただければと思います。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

深山能一座長

そのような形をお願いいたします。

(3) その他

深山能一座長

それでは、次第の(3) その他で何かございますか。

中西香澄議員

単純に質問です。政務活動費は、議員が辞職、自動失職した場合は日割りになるのですか。

深山能一座長

後で事務局と。

中西香澄議員

わかりました。

深山能一座長

聞いてください。

中西香澄議員

要確認で。了解です。

深山能一座長

よろしいですか。

中村典子議員

前回、会派でのNHKの受信料契約の支払いについて持ち帰っていただいたと思うのですけれども、それが聞きたいのですけれども。

深山能一座長

そうですね。持ち帰ってという形でしたね。各会派で話はされましたか。

増田薫議員

立憲民主党・無所属ですけれども、ここはもともとテレビがく、契約しようがないので、ないです。

深山能一座長

公明党はいかがですか。

篠田哲弥議員

すみません、その疑問、議題があったこと自体もよく認識していませんでした。

深山能一座長

そうですか。

山口正子議員

控室にテレビはあるのですが、請求書が来たこともありませんので、払っていない。

ミール計恵議員

そもそも議会で払っているとの趣旨が最初にあると思うのです。なぜなら、国政の、国会の今は中継はやっていないですけど、国会中継だったりニュースを見ることは議員の活動にやはり必要性があって、わからないですけどね、議会で払うことになったのか、そもそも議会で払うことになった理由とかを調べてもらった方がいいのかと。

深山能一座長

中村典子議員の提案があったので、会派の中で少し話してみたい旨をお伝えさせていただいたかと思うのですが、今、テレビのある会派はテレビを見られていると思うのです。そのテレビの受信料の支払い方に関して、今は執行部で払っているのです。それなのですが、中村典子議員がおっしゃるのは、それは少しおかしいのではないかと、受信して、享受されている会派で見るとすれば、会派の中の費用として支払っていく方がいいのではないかとということだったのです。そのことに関して、会派で話を少ししてみてくださいとお伝えしたのですが、

どうでしょうか。改めて今回もう一度お願いをして、テレビのある会派の皆さんの感覚と言いますか、例えば、テレビは情報を得る意味では政務活動になるのか、わからないけれど、そういう情報を得る、議員として情報を得ることも当てはまってくるでしょうし、政務活動費で払った方がいいのか、あるいは会派費で払った方がいいのか、その辺りは根底の議論が少しわかりませんが、その辺りを踏まえて話し合いをしていただきたいと改めてお願いしたいと思うのですが、いいですか。

中村典子議員、よろしいですか。

中村典子議員

すみません。前回は少しお伝えさせていただいたのですが、パソコンとかは会派で購入して、その通信費は自分たちで払っていますね。それと同じだと思うので、テレビも自分たちで購入して、だったらNHKの受信料も自分たちで払うべきではないか、本当にその部分なので、よろしくお願いします。

深山能一座長

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

深山能一座長

再度お願いさせていただいて、次回の会議に持ってきていただく形をとらせてください。よろしくお願いいたします。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

深山能一座長

ないようでしたら、事務局で何かございますか。

庶務課長

事務局から説明させていただきます。

令和3年度の政務活動費収支報告書等の市議会ホームページでの公開予定についてですが、本日の会議を受けて、御提出いただきました収支報告書及び領収証等につきましては、今後、ホームページでの公開に向けて必要な黒塗りなどの作業を事務局において実施いたします。6月定例会最終日、黒塗りした収支報告書等を閲覧していただくことができる状態にしたいと考えております。実際のホームページでの公開は、例年どおり7月中旬を予定しております。

今申し上げたホームページでの公開に係るスケジュール等につきましては、6月定例会中に開催されます幹事長会議にも御報告させていただきます。

また、政務活動費の収支に剰余金が発生している場合の戻入手続きでございますが、出納整理期間中である今月中に事務処理を完了することが必要となることから、返還金につきましては、5月25日水曜日午後4時までに事務局に御持参いただくようお願いいたします。

深山能一座長

それでは、特に今の御説明で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

深山能一座長

ないようでしたら、次回の経理責任者等会議の開催日時については、後日連絡をさせていただきます。

以上をもちまして経理責任者等会議を終了させていただきます。

お時間いただきましてありがとうございました。

座長 散会 宣告

午前11時25分